

最高裁秘書第2286号

令和7年7月7日

山 中 理 司 様

情報公開・個人情報保護審査委員会委員長

答申書の写しについて（送付）

下記の諮問については、令和7年6月30日に答申（令和7年度（最情）答申第20号）をしたので、答申書の写しを送付します。

記

諮問番号 令和6年度（最情） 諒問第45号

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（4233）5249（直通）

諮詢日：令和6年12月20日（令和6年度（最情）諮詢第45号）

答申日：令和7年6月30日（令和7年度（最情）答申第20号）

件名：特定SNSに投稿された写真の撮影者及び撮影場所並びに投稿した職員の氏名及び所属部署が分かる文書の不開示判断（不存在）に関する件

## 答申書

### 第1 委員会の結論

別紙投稿内容のXに出てくる裁判所職員の氏名及び所属部署、写真の撮影者及び撮影場所、並びにXした裁判所職員の氏名及び所属部署が分かる文書（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、本件開示申出文書は作成し、又は取得していないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

### 第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が令和6年11月15日付で原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の3に定める諮詢がされたものである。

### 第3 苦情申出人の主張の要旨

本件開示申出文書が本当に存在しないかどうか不明である。

### 第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

最高裁判所において、本件開示申出文書を探索したところ、存在しなかった。苦情申出人は、本件開示申出文書が本当に存在しないかどうか不明である旨主張するが、別紙投稿内容のXへの投稿（以下「本件投稿」という。）につき、被写体となる裁判所職員の氏名及び所属部署、写真の撮影者及び撮影場所並びに投稿を行う裁判所職員の氏名及び所属部署が分かる文書の作成又は取得をする事情がなく、実際にも本件開示申出文書を作成又は取得していない。

## 第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和6年12月20日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 令和7年5月23日 審議
- ④ 同年6月20日 審議

## 第6 委員会の判断の理由

- 1 最高裁判所事務総長は、本件投稿につき、被写体となる裁判所職員の氏名及び所属部署、写真の撮影者及び撮影場所並びに投稿を行う裁判所職員の氏名及び所属部署が分かる文書の作成又は取得を必要とする事情がなく、実際にも本件開示申出文書を作成し又は取得していない旨説明する。当委員会庶務を通じて確認した結果によれば、本件投稿は、裁判所が採用関係公式アカウントとして開設しているXに実際に投稿されたものであること、裁判所においては、当該Xに裁判所職員の写真を掲載する場合、被写体となる裁判所職員の氏名及び所属部署、写真の撮影者及び撮影場所並びに投稿を行う裁判所職員の氏名及び所属部署が記載された文書を作成・保存する運用は一般的にされていないことが認められた。このような運用が特段不合理であるとはいはず、他に最高裁判所が本件開示申出文書を保有していることをうかがわせる事情は認められない。
- 2 以上のとおり、原判断については、最高裁判所において本件開示申出文書を保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

委員長 戸雅子

委 員 川 神 裕

別紙

推し活、旅行、友達とランチ・・・  
思い思いの夏休みを過ごしたみんなからは  
「思ってたよりお休みが取りやすいよね」  
そんな声が聞こえています

「休みやすい」は「働きやすい」  
オンもオフも充実した生活 裁判所なら実現できます

(写真省略)